

安芸太田町ホームページ広告運用基準

(趣旨)

- 1 この基準は、安芸太田町広告掲載取扱要綱(平成19年告示第53号。以下「要綱」という。)における安芸太田町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)の運用の明確化を図るため、必要な基準を定めるものとする。

(広告の表現)

- 2 町ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、使用することができない。

ア 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

イ アラートマーク(「警告」「注意」などあたかも警告をはっしているかのような誤解を与えるもの)

ウ ラジオボタン(あたかも選択ができるような誤解を与えるもの)

エ テキストボックス(あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)

オ プルダウンメニュー(あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

(2) G I Fアニメーションの使用 G I Fアニメーションを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

ア コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは使用することができない。

イ バナー広告画像の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。

ウ その他画面が点滅するものは、1秒間に2回以上の点滅をさせないものとする。

(3) 町ホームページとの差別化 閲覧者が町ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が安芸太田町の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(4) 色調及び解像度について 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。また、文字やイラスト等の解像度については適正

な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(5) その他注意事項

ア 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること

イ ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと

ウ ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと

(広告の掲載期間等)

3 要綱第5条第1項に規定する広告掲載期間は、5月分から翌4月分までとする。

(広告掲載料の返還)

4 要綱第13条に定めるもののほか、広告を掲載できなかった期間が1か月に満たない場合の当該月分の広告掲載料の返還については、当該月の掲載可能日数を基礎として日割りにより計算する。

附 則

この告示は、平成19年6月18日から施行する。